

議案第 17 号

小城市育英学生候補者選考委員会規程の一部を改正する告示

小城市育英学生候補者選考委員会規程(平成 17 年小城市告示第 10 号)の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市給付型育英資金の給付を受ける者(奨学生)の選考を行うにあたり、小城市育英学生候補者選考委員会の規程を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市育英学生候補者選考委員会規程の一部を改正する告示

小城市育英学生候補者選考委員会規程（平成 17 年小城市告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び小城市小柳育英資金貸付条例施行規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 46 号）第 3 条第 1 項」を「、小城市小柳育英資金貸付条例施行規則（平成 17 年小城市規則第 46 号）第 3 条第 1 項及び小城市給付型育英資金条例施行規則（令和 2 年小城市教育委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項」に、「育英資金学生」を「育英学生及び奨学生」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市育英学生候補者選考委員会規程（平成17年小城市告示第10号）の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第1条 小城市育英資金貸付条例施行規則（平成17年小城市教育委員会規則第17号）第3条第1項及び小城市小柳育英資金貸付条例施行規則（平成17年小城市教育委員会規則第46号）第3条第1項</p> <hr/> <p>の規定に基づき、育英資金学生 _____ の選考を行うため、小城市育英学生候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 小城市育英資金貸付条例施行規則（平成17年小城市教育委員会規則第17号）第3条第1項、小城市小柳育英資金貸付条例施行規則（平成17年小城市規則第46号）第3条第1項及び小城市給付型育英資金条例施行規則（令和2年小城市教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、育英学生及び奨学生の選考を行うため、小城市育英学生候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>